

超高層ビルでも活躍している 小型軽量の熱交換器

名 称

●シマコ S 型熱交換器

一般的標準型として経済性に富んでいて効率が良い。

●シマコ M 型蝶番式熱交換器

前面扉が蝶番式でコイルの清掃、検査が簡単にできる。

保 守 管 理

熱交換器は毎年監督署の定期検査があります。

使用者の為に保守管理を考えて小型軽量で効率の良いものを選定することが大切です。

島倉鉄工所は厚生労働省第一種圧力容器製造認可工場のトップメーカーとして知られており、多年の経験と卓越した溶接技術により製造した熱交換器、貯湯槽の数は各所の超高層ビルを初め年間 500 基に及び、本邦最高の製造実績をもって全国各所に納入ご愛用を頂いております。

島倉の標準品 シマコ熱交換器

シマコ熱交換器は独自の技術と豊富な経験を結集して開発した、蒸気を熱源として使用し、温水を加熱する新しい標準型熱交換器です。高性能スパイラルフィンチューブを使用し、U チューブ 2 パス式とし熱吸収が良く以前より小型で効率が良く、標準品は第一種圧力容器として独自の生産方式で量産されます。優良均一な製品が低価格でできますので標準品のご使用をお勧めいたします。

特 長

- ① 以前より 1/3 小型となりますので据付面積が減少します。
- ② 軽量となりますので定期検査の際安易にチューブを引き出して清掃点検ができます。
- ③ 量産により低価格となります。

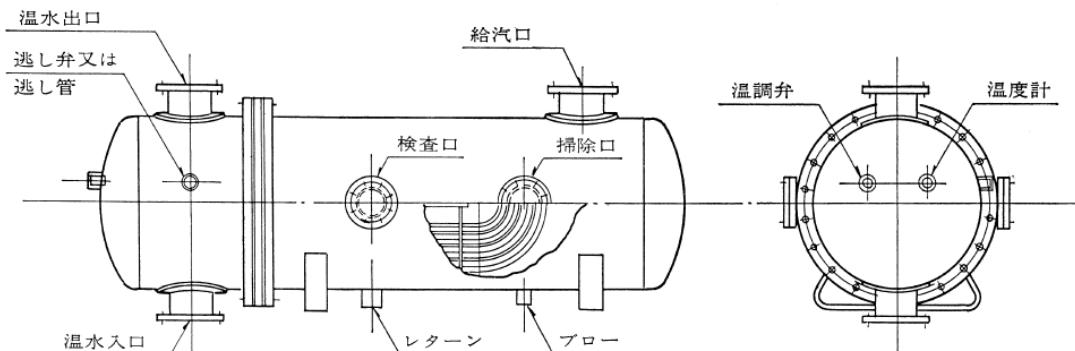
下記の条件から必要な熱交換器の大きさを選定することができます。

- ① 毎分の温水量 ℓ/min
- ② 温水入口温度 °C
- ③ 温水出口温度 °C
- ④ 飽和蒸気圧力 Mpa
- ⑤ 温水側圧力 Mpa

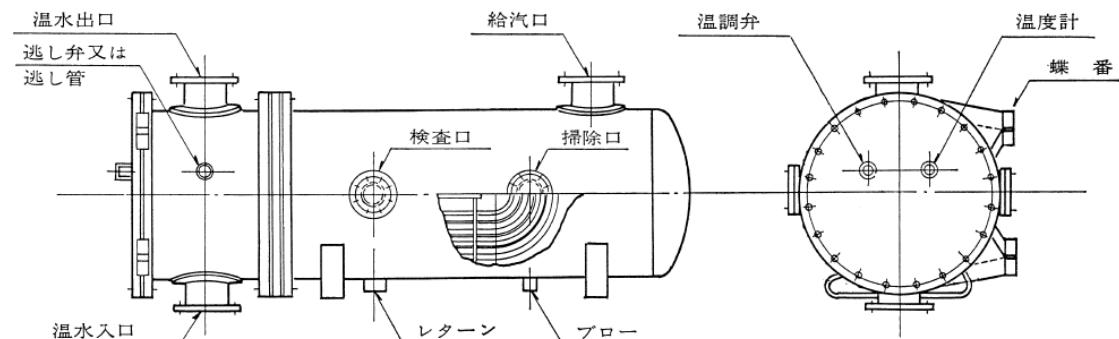
ご注文により下記のものは別設計いたします。

- ① 特殊寸法
- ② 給湯用熱交換器
- ③ 热源が高温水のもの
- ④ 4パス式熱交換器

シマコ熱交換器



MODEL S



MODEL M

熱交換器の据付について

熱交換器の据付に当たって、コイルを引き出して点検交換ができる作業の行い易い高さと位置に据付ける必要があります。

ボイラー圧力容器安全規則の解説

熱交換器と冷温水ヘッダーは第一種圧力容器として下記の適用を受けます。但し容器内の圧力が大気圧以下その最高使用圧力と内容積を立方米で表した数値の積が 0.2 以下のものを除きます。

設 置

- 第 56 条 第一種圧力容器を設置するものは所轄労働基準監督署長の許可が必要です。
1. 第一種圧力容器設置報告書(様式第 25 号)に圧力容器明細書(様式第 23 号)を添えてこれを所轄労働基準監督署長に提出します。
- 第 57 条 都道府県労働局長は次の第一種圧力容器に以て再使用検査を行います。
1. 使用を廃止した第一種圧力容器
 2. 輸入した第一種圧力容器
 3. 構造検査を受けて未使用のまま 1 年以上経過した第一種圧力容器
- 第 59 条 1. 設置許可を受けて設置した第一種圧力容器は所轄労働基準監督署長の落成検査を受けなければなりません。
2. 落成検査を受けるには落成検査申請書(様式第 15 号)を、監督署長に提出します。
- 第 60 条 監督署長の落成検査に合格すると第一種圧力容器検査証(様式第 6 号)が交付されます。検査証は見える所に掲示して置きます。検査証には有効期限(1 年)の期日が記入してあります。

管 理

- 第 62 条 使用者は第一種圧力容器取扱作業主任者が必要になりますが、ボイラーがある時は兼務することができます。
- 第 65 条 使用者は第一種圧力容器の安全弁その他附属品に次の事を行う必要があります。
1. 安全弁は最高使用圧力以下で作動するように調整します。
 2. 圧力計は使用中機能を害するような振動を受けないようにし、その内容が凍結したり 80 度以上の温度にならないように措置します。
 3. 圧力計は最高使用圧力を示す位置に表示します。

熱交換器の安全措置

1. 蒸気側には必ず安全弁を付ける事。
2. 温水側には逃し弁又は逃し管を付ける事。